

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年11月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000069 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000036 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑩まで及び⑫から⑳までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

請求期間①から⑩まで及び⑫から⑳までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑩まで及び⑫から⑳までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間②から④まで、⑦、⑧、⑪及び⑬から⑰までの標準賞与額を別表の第 2 欄のとおりに訂正することが必要である。

請求期間②から④まで、⑦、⑧、⑪及び⑬から⑰までの訂正後の標準賞与額（請求期間②から④まで、⑦、⑧及び⑬から⑰までについては、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 3 月 24 日
③ 平成 19 年 3 月 23 日
④ 平成 19 年 6 月 25 日
⑤ 平成 19 年 12 月 25 日
⑥ 平成 20 年 3 月 25 日
⑦ 平成 20 年 12 月 25 日
⑧ 平成 21 年 3 月 25 日
⑨ 平成 21 年 6 月 25 日

- ⑩ 平成 21 年 12 月 25 日
- ⑪ 平成 22 年 3 月 25 日
- ⑫ 平成 22 年 6 月 25 日
- ⑬ 平成 22 年 12 月 24 日
- ⑭ 平成 23 年 3 月 25 日
- ⑮ 平成 23 年 6 月 25 日
- ⑯ 平成 23 年 12 月 22 日
- ⑰ 平成 24 年 3 月 23 日
- ⑱ 平成 24 年 6 月 25 日
- ⑲ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑳ 平成 25 年 12 月 25 日
- ㉑ 平成 26 年 6 月 25 日
- ㉒ 平成 26 年 12 月 25 日

A事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間①から㉒までに係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑩まで及び⑫から㉒までについては、A事業所から提出された給与支出調書及び請求者が提出した給与支払明細書により、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」等と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩まで及び⑫から㉒までについては、上記給与支出調書及び給与支払明細書により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑩まで及び⑫から㉒までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑪については、当該期間に係る給与支出調書及び給与支払明細書により、請求者は、A事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は「請求期間⑩に支給した給与及び賞与から、給与分の厚生年金保険料のみを控除し、賞与分の厚生年金保険料は控除していない。」旨を回答しており、請求者が提出した平成 22 年分給与所得の源泉徴収票を検証しても当該期間の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、請求期間⑩に係る給与支出調書及び給与支払明細書に記載された厚生年金保険料額は、給与分の保険料額と推認される。

このほか、請求期間⑩に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

- 3 請求期間②から④まで、⑦、⑧及び⑬から⑰までについては、上記給与支出調書及び給与支払明細書により、請求者は、当該期間に、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認でき、また、請求期間⑩については、前述のとおり、請求者は、賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の請求期間②から④まで、⑦、⑧、⑪及び⑬から⑰までに係る標準賞与額について、別表の第 2 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②から④まで、⑦、⑧、⑪及び⑬から⑰までの訂正後の標準賞与額（請求期間②から④まで、⑦、⑧及び⑬から⑰までについては、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000069 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000036 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 22 日	47 万 1,000 円	—
②	平成 18 年 3 月 24 日	9 万 3,000 円	9 万 4,000 円
③	平成 19 年 3 月 23 日	9 万 2,000 円	9 万 6,000 円
④	平成 19 年 6 月 25 日	39 万円	39 万 1,000 円
⑤	平成 19 年 12 月 25 日	48 万 9,000 円	—
⑥	平成 20 年 3 月 25 日	9 万 7,000 円	—
⑦	平成 20 年 12 月 25 日	48 万 4,000 円	49 万 4,000 円
⑧	平成 21 年 3 月 25 日	9 万 6,000 円	9 万 8,000 円
⑨	平成 21 年 6 月 25 日	40 万 1,000 円	—
⑩	平成 21 年 12 月 25 日	50 万 1,000 円	—
⑪	平成 22 年 3 月 25 日	—	10 万円
⑫	平成 22 年 6 月 25 日	40 万 7,000 円	—
⑬	平成 22 年 12 月 24 日	49 万 8,000 円	50 万 9,000 円
⑭	平成 23 年 3 月 25 日	9 万 9,000 円	10 万 1,000 円
⑮	平成 23 年 6 月 25 日	40 万 1,000 円	41 万円
⑯	平成 23 年 12 月 22 日	49 万円	51 万 2,000 円
⑰	平成 24 年 3 月 23 日	9 万 8,000 円	10 万 2,000 円
⑱	平成 24 年 6 月 25 日	41 万 4,000 円	—
⑲	平成 24 年 12 月 25 日	51 万 8,000 円	—
⑳	平成 25 年 12 月 25 日	52 万 3,000 円	—
㉑	平成 26 年 6 月 25 日	42 万 7,000 円	—
㉒	平成 26 年 12 月 25 日	53 万 4,000 円	—

注 第1欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第2欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000153 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000037 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 29 年 8 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 22 日は 24 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 10 日
② 平成 29 年 12 月 22 日

A 社から請求期間①及び②に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された支給控除一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期間①は 25 万円、請求期間②は 24 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社に係る履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①及び②において、同社の取締役就任していたことが確認できるが、同社は、「社会保険や経理事務は事業主の妻が行っており、請求者は関与していなかった。」としていることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月16日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000154 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000038 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 29 年 8 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 22 日は 20 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 10 日
② 平成 29 年 12 月 22 日

A 社から請求期間①及び②に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された支給控除一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期間①は 25 万円、請求期間②は 20 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社に係る履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①及び②において、同社の取締役就任していたことが確認できるが、同社は、「社会保険や経理事務は事業主の妻が行っており、請求者は関与していなかった。」としていることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月16日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000155 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000039 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 29 年 8 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 22 日は 22 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 10 日
② 平成 29 年 12 月 22 日

A 社から請求期間①及び②に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された支給控除一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期間①は 25 万円、請求期間②は 22 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社に係る履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①及び②において、同社の取締役就任していたことが確認できるが、同社は、「社会保険や経理事務は事業主の妻が行っており、請求者は関与していなかった。」としていることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月16日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。